4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している貸金業者
ア　貸金業者名
愛知、アイリス、アクター、エスアール、ガラム、クアトロ、ケアサービス、健創緑、昇月、杉、スピアート、清流企画、大信企画、ニューラベル、ベストライフ、陽なた屋、ラーテック、ラカーサ、リエイタ、リバティ、ワンズスタイル等
イ　利息等を受領した金融機関の口座名義人
栃木信用金庫馬場通り支店　株式会社アークス名義　口座番号1058081
栃木銀行馬場町支店　株式会社アークス名義　口座番号1022249
宮崎銀行鹿児島営業部　株式会社アクシス名義　口座番号36876
みずほ銀行鹿児島支店　株式会社アクシス名義　口座番号1183424
第三銀行和歌山支店　株式会社エイクス名義　口座番号2279571
南都銀行高田本町支店　株式会社キラネット名義　口座番号2058409
熊本ファミリー銀行花畑支店　株式会社クリエイト名義　口座番号3033546
関西アーバン銀行京都支店　株式会社グローバルシステム名義　口座番号784365
もみじ銀行広島駅前支店　株式会社大新企画名義　口座番号1519788
福岡銀行熊本営業部　株式会社プライム名義　口座番号1446888
鹿児島銀行武町支店　株式会社マルケイ名義　口座番号3000270
富山第一銀行高岡中央支店　株式会社リスティ名義　口座番号172186
⑵　主な犯行態様
ア　ダイレクトメールや電話を使って、中小事業主等に融資を持ちかける。
イ　貸付額と同額の小切手等を担保に取る、または、借用書をファクシミリで送信させる。
ウ　借り主が指定した預貯金口座への振込により貸付が行われる（利息は天引き。）。
エ　返済方法は、被告人らが指定する口座に振込入金するか、担保として振り出した小切手等を被告人らが取り立てるなどして回収する。
5　開始決定の時における給付資金の額　金2,504万1,738円
6　支給申請期間　平成26年12月11日から同27年２月20日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　福岡地方裁判所久留米支部
⑵　裁判年月日　平成25年１月25日
⑶　確定年月日　平成25年２月９日
⑷　被告人の氏名　西村　友介、髙澤　利春
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは、共犯者と共謀の上、平成23年３月23日から同24年２月８日までの間、前後1,561回にわたり、前記３⑵の犯罪行為の貸付返済にかかる元本又は利息の支払いとして多数の借受人をして、被告人らが管理する第三者である他人名義の銀行の口座12口座に現金合計２億7,063万5,110円をそれぞれ振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒810―8651　福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目５番30号
福岡地方検察庁　犯罪被害者総合対策室　電話番号　092―734―9092
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を平成26年11月26日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。
平成26年12月11日　　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称	製品の区分				
かぎたばこ	アルカボネ・ミント　３	6.0ｇプラスティックケース	スウェーデン	520円	460円	26. 12. 1

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年12月11日
芝税務署長　芳賀　清喜
届出した者　ジェイ・スパーク・リミテッド
事務所等の名称　ジェイ・スパーク・リミテッド
事務所等の所在地　東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
責任者の氏名　松澤　和浩
証明書の有効期限　平成28年４月15日

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２６年（家）第１９３９号
札幌市中央区一条西５丁目３番地10
申立人　北海道労働金庫
本籍北海道札幌市南区真駒内332番地287、最後の住所札幌市豊平区西岡４条８丁目８番24号、死亡の場所北海道札幌市西区、死亡年月日平成26年５月22日、出生の場所北海道札幌市豊平区、出生年月日昭和49年６月15日、職業会社員
被相続人　亡　上妻　俊一
事務所札幌市中央区大通西13丁目４番　札幌ＡＢＥビル４階　野田信彦法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　正佳
札幌家庭裁判所
平成２６年（家）第１９５２号
札幌市中央区大通西14丁目１番地
申立人　北海道信用保証協会
本籍北海道札幌市手稲区新発寒６条10丁目９番、最後の住所札幌市手稲区新発寒６条10丁目９番１号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日平成22年12月21日、出生の場所北海道小樽市、出生年月日昭和26年６月８日、職業設備工事業
被相続人　亡　猪狩　節雄
事務所札幌市中央区南１条西９丁目　第２北海ビル３階　堀江・大崎・綱森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　早坂　悟郎
札幌家庭裁判所